

令和5年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果(詳細)

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守原則1-1 ①	重点事項1-1 ②	実施項目1-1 ③	実施項目に対する令和5年度の実施状況 ④
会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る必要がある。	会員法人は、事業に関する中長期的な計画もしくは事業計画等(以下「中期計画等」という)の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。	① 中期計画等の策定に当たり、教学関連及び経営関連項目ごとに素案の策定主体、計画期間、意見聴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。	現中期計画は、以下について予め決定したうえで策定した。 ・教学関連及び経営関連項目ごとの素案の策定主体:教職員ワーキンググループ ・計画期間:2021年度から2030年度の10年間。更に前半5年と後半5年のフェーズを設ける。 ・意見聴取方法及び反映方法:教職員ワーキンググループの素案を主幹部所である総合企画部が取り纏め、経営層に報告相談のうえ、各部所と意見交換を行い、当該意見を反映する。
		② 中期計画等の策定に際し、直前の中期計画等及び他の計画との関連性を明らかにする。	中期計画の策定に際しては、直前の中期事業計画(2016-2020)及びキャンパスマスタープラン等の諸計画の数値目標に対する達成状況や、主な実施事業についての振り返りを行い、継続的な課題を精査かつ関連性を明らかにしたうえで現中期計画(2021-2030)を策定した。
		③ 中長期計画等に教学、人事、施設及び財務等に関する事項を盛り込む。	中期計画(2021-2030)において、教学に関する事項は「教育分野」に、人事、施設及び財務に関する事項は「経営基盤分野」に盛り込んだ。
			現在策定している中期財務計画は、中期計画の最終年度(令和12年度)に経常収支差額比率10%以上、積立率100%以上を達成し、「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」におけるA1を目標としている。 令和5年度決算における状況は、経常収支差額比率:5.4%(全国平均:4.2%)、積立率:89.3%(全国平均:78.2%)である。これについては、目標を下回っているものの、いずれの指標も全国平均より上回っているため、懸念する事項はない。

令和5年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果(詳細)

遵守原則1-1 ①	重点事項1-1 ②	実施項目1-1 ③	実施項目に対する令和5年度の実施状況 ④
会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る必要がある。	会員法人は、事業に関する中長期的な計画もしくは事業計画等(以下「中期計画等」という)の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。	④ 中期計画等において、理事長をはじめ政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込む。	理事長を委員長とする「中期計画進捗管理委員会」を設置し、組織的に中期計画を推進する体制を整備した。さらに2025年度までの目標において、「多様な人材の採用・登用・育成」及び「事務職員的能力開発の実質化と充実」を掲げ、女性管理職割合の達成目標を設けるなど、政策を策定・管理する人材の育成・登用に取り組んでいる。
		⑤ 中期計画等の内容について、その適法性、倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても識別、評価する。	中期計画に定める目標の達成に向けた各年度の事業計画は、中期計画進捗管理委員会及びその下部組織である分科会において、その適法性、倫理性を考慮するとともに、顕在的・潜在的リスクについても識別・評価したうえで審議・了承された後、理事会・評議員会における諮問を経て、最終決定している。
		⑥ 中期計画等の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。	令和4年度、キャンパス整備計画を盛り込んだ中期財務計画を策定した。しかしながら、近年の建築費高騰等により、計画どおりのキャンパス整備が財政的に困難であることから、令和5年度中に今後の財政状況の検討を行った。建築コストの影響、日本の経済状況(人件費増、経費増)を前提とした納付金の改定も併せて試算し、財務基盤を保持しつつキャンパス整備計画の見直しを行った。
		⑦ 中期計画等において、実施スケジュールを含む具体のアクションプランを明確にする。	中期計画において、実施スケジュールを含む具体のアクションプランを明確にしている。具体的には、「2025年度までの目標」と、その目標に向けた具体策である「アクションプラン」を設けており、さらにアクションプラン毎に完了時期を設定している。
		⑧ 中期計画等に係る策定管理者(政策管理者)と執行管理者を明確にする。	理事長を委員長とし、学長、副学長、常務理事など役員を中心とする「中期計画進捗管理委員会」の構成員を策定管理者とし、中期計画に係る単年度計画を策定、管理する組織的な体制を整備した。また、中期計画に定める、8つの分野ごとに分科会を設置し、各分野の総括責任者(2名体制)による進捗管理を行っている。さらに各アクションプランに対して実施主体部所を設定し、執行管理者を明確にした。

令和5年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果(詳細)

遵守原則1-1 ①	重点事項1-1 ②	実施項目1-1 ③	実施項目に対する令和5年度の実施状況 ④
会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る必要がある。	会員法人は、事業に関する中長期的な計画もしくは事業計画等(以下「中期計画等」という)の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。	⑨ 中期計画等の最終決定は、十分な説明、資料に基づき、評議員会等の意見を聴取したうえで、会議体等の合議により行う。	中期計画は、各種会議(学部長会議、事務局部長会議等)において、十分な説明、資料に基づき意見聴取を行った上で、評議員会に諮問を行い、理事会で最終決定した。
		⑩ 中期計画等において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、適宜、データやエビデンスに基づいて中期計画等の進捗管理を行う。	中期計画(2021-2030)策定に際し、2025年度までの数値目標を設定したほか、各年度の事業計画においても定量・定性指標を設定。中期計画進捗管理委員会で実施主体部にデータやエビデンスの提示を求め、達成状況を確認しながら進捗管理を行っている。
		⑪ 中期計画等の内容、進捗管理方法について、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。	中期計画の内容及び進捗管理方法については、学内諸会議での説明のほか、単年度の事業計画において特に注力した取組み実績を動画や冊子を公表し、ステークホルダーに対する理解の深化を図っている。
		⑫ 外部環境の変化等により、中期計画等の変更が必要となった場合、速やかに修正を行える体制を構築する。	中期計画進捗管理委員会を年3回開催し計画の進捗や実績確認を行っている。委員会開催時に、必要に応じて計画の見直しを速やかに行う体制を構築している。
		⑬ 中期計画等の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公表する。	中期計画の期間中は、進捗状況や実施結果を事業報告書、単年度の事業計画において特に注力した取組み実績を動画にまとめ、毎年度本学公式ホームページで法人内外に公表している。加えて、冊子としてもとりまとめ、法人内外に配付した。また、直前の中期事業計画(2016-2020)終了後については、事業報告動画を学内外に公表した。

令和5年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果(詳細)

基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守原則2-1 ①	重点事項2-1 ②	実施項目2-1 ③	実施項目に対する令和5年度の実施状況 ④
会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。	会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成(大学教育)を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。	① 学校法人及び当該学校法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、学校法人及び大学、学部・学科、研究科等の毎会計年度ごとの事業計画(以下「事業計画」という)、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。	創立100周年に向けたビジョン「新たな知と地をデザインする大学へ—もっと意外に。もっと自由に。」を踏まえ、令和3年度から10年間で取り組むべき事項をまとめた「中期計画(2021-2030)」を策定。 また、実行期間を、第1次計画(令和3～令和7年度)と第2次計画(令和8～令和12年度)に分け、令和7年度までの目標を38項目、令和12年度までの目標を19項目設定。さらに、令和7年度までの具体的な行動指針(アクションプラン)を131項目設定し、これに基づいて会計年度ごとに学部・学科、研究科等の事業計画達成目標を明確にしている。
		② 達成目標、具体的な行動指針を教職員、学生及び社会に発信し、共有する。	教職員に対する同計画(達成目標、具体的な行動指針を含む)の周知方法は、「学内諸会議における計画(方針)の説明」、「パブリックや動画による中期計画及び単年度事業実績の周知」、「中期計画と単年度の事業計画の位置づけ及び部所単位で策定する計画に関する説明会の開催」を行い、教職員の共通理解及び意識の醸成に努めている。また、事業計画書は本学公式ホームページで毎年度公表しており、学内外に発信・共有している。
		③ 学校法人の中長期計画等や事業計画、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源(ヒト、モノ、カネ)が、効率的な配分となり、著しく非効率的なものとならないよう、経営資源の配分に係る基本方針を明確にする。	令和3年3月24日開催の理事会において、中期計画の裏付けとなる令和3年度からの10年間の中期財務計画を定めた。この中で、本学の現状と課題を踏まえ到達目標を設定し、今後の収支の在り方(人事採用計画に基づくヒト、長期修繕計画等に基づくモノ、これらに必要な金の配分)を定義した。今後は、この中期財務計画に基づき、効率的な経営資源の配分を行うこととした。 令和5年度は、人員計画の検証(クレーン職員等事務系職員の体系の見直しの検証を含む)を実施し、成果の検証結果をまとめ、報告した。 令和5年度において資金に関しては、予算編成にあたり、予算編成の基本方針をあらかじめ理事会で承認を受け、効率的な配分を実現した。予算編成基本方針では、原資となるあらゆる収入の目標値を定め、どれだけ活動に配分できるかを試算した。 この試算した原資の配分にあたっては、経常的に必要な予算を除き、事業計画に資する予算を特別予算と位置づけ、各学部・部所から総合企画部へ申請された次年度の事業計画と紐づけ、事業計画進捗管理委員会で査定し配分した。

令和5年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果(詳細)

遵守原則2-1 ①	重点事項2-1 ②	実施項目2-1 ③	実施項目に対する令和5年度の実施状況 ④
会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。	会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成(大学教育)を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。	④ 「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。	・全学部再編後、完成年度を迎えた学部を中心にカリキュラムの改正を行い、令和4年度から新カリキュラムを実施した。(経済学部、地域共創学部、建築都市工学部、芸術学部、国際文化学部、人間科学部) ・ポリシーに基づくPDCAサイクルを確立し、本学学生の学びを保证するため、カリキュラム改正に伴う一部ポリシーの見直しを実施した。 令和5年度は、新しい3つのポリシーを各学部で検討の上、10月までに決定した。 ・新ポリシー、新カリキュラムについては、3月末に発行する、令和7年度入試向けの「大学案内」に掲載し、入試広報活動を開始する予定である。 ・新カリキュラムに対応したカリキュラム・マップ、履修モデルの作成が遅れているため、各学部の履修規程作成と並行して進める。
		⑤ 「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。	・同方針を大学案内、入試募集要項で公開するとともに、各学部の入試判定時(特に選抜要領、面接要領、大学入学希望理由書等)に同方針との整合性に留意している。この方針に基づき、全学部全学科の総合型選抜、学校推薦型選抜において、大学入学希望理由書に基づく、面接、書類審査等を行い、整合性のチェックを行っている。今後は、新学習指導要領に応じた「令和7年度入学者選抜」への対応を進めるとともに、総合型選抜、推薦入試など年内入試の制度改革においても、同方針に基づく新たな施策を検討する。

令和5年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果(詳細)

遵守原則2-1 ①	重点事項2-1 ②	実施項目2-1 ③	実施項目に対する令和5年度の実施状況 ④
会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。	会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成(大学教育)を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。	⑥ 自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果やアンケート調査等を含むIR(インスティテュショナル・リサーチ)活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。	内部質保証システムに基づき、新たに設置した「内部質保証委員会」「外部評価委員会」を経て、従前から設置している「自己点検・評価委員会」や「FD委員会」等の各種委員会への改善指示等を行うシステムを確立し、この一連のサイクルを通して、内部質保証システムを有効に機能させている。 また、「卒業認定・学位授与の方針」に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義した上で、対象者の役職や経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを組織的かつ体系的に実施した。 なお、新入生、在学生、卒業予定者アンケートを実施し、分析結果について学内共有し、集計結果については大学HPIにて公表した。 さらに学生ポートフォリオ「私のCampus Lifeノート」(CLノート)を1年次生を対象に後期から運用開始し、前期振返り・後期目標設定の入力率は、説明会、入力状況の共有、ゼミ等での個別などのサポートを実施した結果、93%となった。
		⑦ リカレント教育の諸施策について、その方針、計画を明確化する。	リカレント教育の諸施策に関する方針、計画については「本学ならではのリカレント教育の拡充及び年間を通したリカレント教育の実施に対応できる体制の整備」を掲げており、令和5年度の新たなリカレント教育の取り組みでは、①文科省リカレント教育推進事業に採択「次世代観光マネジメントリーダー育成プログラム」受講者数30人(定員30人)、②観光庁ポストコロナ時代における観光人材育成事業に採択、「観光地経営人材育成プログラム」受講者数:20人(定員20人)、③大川家具工業会と連携したリカレント講座受講者数:21人(定員30人)の実績を上げた。 また、学校教員のリスクリングとして免許法認定講習(受講者数:幼稚園教諭36人《のべ104科目》、特別支援86人《のべ176科目》)を実施し、本学において学校現場で需要の高いスキルの研修実施を可能とした。 さらに、域住民への生涯学習の機会提供として、時代のニーズに沿った公開講座(教養、健康、アート等)を提供する方針を定め20講座を開講した。

令和5年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果(詳細)

遵守原則2-1 ①	重点事項2-1 ②	実施項目2-1 ③	実施項目に対する令和5年度の実施状況 ④
会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。	会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成(大学教育)を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。	⑧ 留学生の受入並びに派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編成・実施の方針、受入留学生の教育環境整備状況等の観点から、アカデミックな意義付けを明確にする。	・令和5年度は学長直下の検討組織において、国際化への取組として「九州産業大学2030年度までの目標」を(1)外国人留学生の獲得(2)大学内国際交流 (3)海外留学の促進 (4)グローバル人材教育プログラムの4つの柱で検討しており、従来からのアカデミックな意義付けをさらに明確化する。また従来からの国際交流の基本的な考え方(骨子)に基づき、以下①～⑦を実施した。 ①国際社会の最前線で活躍するための教育プログラム「GLOBAL LEADERSHIP PROGRAM」においては、二期生14人に修了認定証を交付、全員が希望職種に就職した。さらにスタンフォード大学とのオンラインプログラムStanford e-kyusan-Uでは受講生20名のうち、13名が修了証、3名が参加証を得た。②KSU-COIL型教育の実施③英語教育上位者へのキャリアイングリッシュプログラムと海外ジョブトレーニングの実施④KSU海外経験プログラムの推進⑤TOEIC、TOFEL等の資格取得支援講座の実施⑥JPUEを活用した質の高い外国人留学生の獲得⑦外国人留学生就職支援の実施⑦海外協定校の拡充⑧安全保障輸出管理の徹底

令和5年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果(詳細)

遵守原則2-2 ①	重点事項2-2 ②	実施項目2-2 ③	実施項目に対する令和5年度の実施状況 ④
会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。	会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。	① 社会・地域貢献に係る学内方針を検討し、策定する。	・社会・地域貢献に係る学内方針については、本学中期事業計画(平成28年～32年)に基づき令和5年度部所別事業(行動)計画を学外連携課で作成し、地域連携等委員会において審議了承された。 同計画に基づき、学生及び教職員ボランティア活動により、地域の課題解決、学生の成長を促進させ、社会貢献活動の推進及び時代のニーズに沿った公開講座等の実施を行った。 令和5年度は、復興支援ボランティア活動及び地域のニーズに対応したボランティア活動に、706名(内訳:被災地域復興支援328名、海洋ごみ清掃活動103名、地域振興課題解決275名)を派遣するなどの目標を達成した。
会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。	会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。	② 社会・地域との連携を支援する体制または仕組みを整備する。	・令和5年度中には、副学長(地域連携等委員会委員長)のもと、総務部学外連携課が翌年度の中期事業計画に基づき、地域連携等事業計画(案)を作成し、社会・地域との連携に対応した。 さらに令和5年度中に、地域との連携を支援する体制、仕組みの整備の一環として、大学近隣の自治体(福岡市東区、粕屋郡、宗像市、福津市)及び大学近隣校区への対応窓口を総務部学外連携課から新組織である産学共創・研究推進本部産学共創推進課に改組した。

令和5年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果(詳細)

遵守原則2-2 ①	重点事項2-2 ②	実施項目2-2 ③	実施項目に対する令和5年度の実施状況 ④
会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。	会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。	③ 組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献等に関する諸規程を整備する。	社会連携・地域貢献等に関する諸規程は整備していないが、副学長(地域連携等委員会委員長)のもとで、学外連携課が翌年度の中期事業計画に基づき、地域連携等事業計画(案)を作成し、2月～3月にかけて地域連携等委員会を開催し、審議・了承を得ており、ボランティア愛好会並びに教職員及び学生有志によるボランティア活動等に多く取り組んだ。令和5年度中に学外連携課から新組織である産学共創・研究推進本部産学共創推進課への改組を決定、令和6年度からは新組織と学生部が共同してボランティア活動の推進に努める予定。
		④ 公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。	令和5年度中は総務部学外連携課が中心となって事業計画に基づき①～⑦の事業等を行い、学生の成長を促進させるとともに、学生及び教職員のボランティア活動、地域の課題解決、社会貢献活動を推進した。さらにその結果を教員情報データベース(DMS)や地域連携情報LINEなどにより関係者に周知した。 ①SDGsプロジェクトの実施 ②九州電力や朝倉市、宗像市などの自治体と連携し、(1)防災、(2)産業振興、(3)活力あふれるまちづくり、(4)観光地域づくりなどの分野で連携活動 ③各学部、部所及び学生が実施している地域貢献活動を集約・発信する教員情報データベース(DMS)の活用 ④地域と連携した総合防災訓練の実施 ⑤学生と地域住民や高校生が交流する大学施設開放の推進 ⑥地域からのニーズに応える公開講座の実施 ⑦子ども理科実験教室の実施

令和5年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果(詳細)

遵守原則2-2 ①	重点事項2-2 ②	実施項目2-2 ③	実施項目に対する令和5年度の実施状況 ④
会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。	会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。	⑤ 社会・地域貢献に係る学内の自主的な取り組みを把握し、全学的な取り組みとして展開する。	各学部、部所及び学生が実施している地域貢献活動を集約するため【教員情報データベース(DMS)】教員及び各部所に協力を依頼し、地域連携情報入力URLを作成、令和5年7月から公開した。これにより、DMSを活用した地域連携・社会貢献活動の情報入力により得た情報を「地域連携等事業報告」として集約、学内及び学外に公表できるようになった。
		⑥ 自治体等の行政機関や企業との対話、信頼関係の醸成に努める。	・主に協定を締結している自治体へのイメージ調査及び大学近隣校区との意見交換会から意見聴取を実施し、教育機関、公共施設、近隣校区、行政職員、社会福祉協議会等43団体167人から回答を得た。主に大学と地域が連携した取り組みを増やしてほしいとの意見があった。また、九州電力や朝倉市、宗像市などの自治体と連携し、(1)防災、(2)産業振興、(3)活力あふれるまちづくり、(4)観光地域づくりなどの分野での連携活動を年間5回～6回程度実施した。 令和5年度中に総務部学外連携課から新組織である産学共創・研究推進本部産学共創推進課への改組を決定、令和6年度からは、新組織がこれらの活動を推進し、今後の信頼関係強化に努める予定。

令和5年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果(詳細)

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守原則3-1 ①	重点事項3-1 ②	実施項目3-1 ③	実施項目に対する令和5年度の実施状況 ④
会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。	会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。	① 『監事監査ガイドライン(私大連監事会議)』を参考に、監事監査規程(必要に応じて監事監査基準)を策定する。	・監事監査の根拠規程として、監査の対象、監査計画、業務監査、会計監査等の全12条からなる「監事監査規則」及び監査の基準を示した「監事監査基準」を策定している。この規則・基準は、私大連の「監事監査ガイドライン」を参考に令和2年4月1日付けで改正し、同日施行した。
		② 監事が作成する監事監査計画、監事監査調書、監事監査報告書その他の監事監査資料を有効に活用し、監事監査の実効性を高める。	・『監事監査ガイドライン』等を参考に監事が作成した令和5年度監事監査計画に基づき、別途定める監事監査規則、監事監査基準及び監事監査マニュアルに準拠して監査を行い、監事監査の実効性を高めている。 ・監査結果については、令和6年5月に理事会及び評議員会に提出し、監査の実施状況とともに報告した。
		③ 常勤・常任監事の登用、または常勤・常任監事がいる状況と同様の監事監査が実施できるような監事監査支援体制を整備する。	・寄附行為第6条第1項第2号に監事を3人置くことを規定しており、現在、3人のうち2人が常勤である。 ・監事監査を支援する体制として、監査室を設置している。また、部所等においても、監事からの依頼事項に基づき、十分な情報提供を適時、適切に行った。
		④ 監事が評議員会、理事会において、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。また、経営に関する重要な会議等についても出席し、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。	・監事は、寄附行為第15条第1項第7号の規定に基づき、理事会に出席して意見を述べる事が規定されている。また、評議員会及び理事小委員会等の重要会議にも陪席しており、それぞれの会議で意見を述べる事ができる。
		⑤ 監事監査に必要な資料の提供、説明等、十分な情報提供を行う。	実地監査(業務監査及び会計監査)においては、監事の依頼に基づき、必要な資料の提供、説明等、十分な情報を提供し、日常業務においても監事からの依頼事項に基づき、十分な情報提供を適時、適切に実施した。

令和5年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果(詳細)

遵守原則3-1 ①	重点事項3-1 ②	実施項目3-1 ③	実施項目に対する令和5年度の実施状況 ④
会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。	会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。	⑥ 監事間の連携の深化を図るべく、必要に応じて監事会を開催する。	常勤監事2名、非常勤監事1名及び内部監査室員3名による監事会を毎月1回(8月を除く)定期的に開催し、監事間の連携の強化及び内部監査室との情報共有を図った。
		⑦ 会計監査人の選任においては、監事の意見を踏まえて行う。	令和5年度中に策定した本学の寄附行為改正案において、改正私学法の趣旨に基づき、会計監査人の選任においては、監事の意見を踏まえて行うことを明記している。
		⑧ 監事と会計監査人、内部監査室等とが協議する場を設定する。	・監事と(内部)監査室員出席による監事会を毎月1回(8月を除く)定期的に開催し、双方の監査計画及び結果報告等を行い、情報共有を図った。また、年3回監査法人(会計監査)を含む三様監査による情報共有のための報告会及び意見交換等を行った。
		⑨ 監事に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	日本私立大学連盟等の研修会に参加した。なお、令和2年1月より「一般社団法人大学監査協会」に入会し、監事に対する研修機会を増加させた。 ・学校法人監事研修会(文部科学省)①R5.5、②R5.9、③R6.2 ・監事会議(日本私立大学連盟)①R5.8 ・監査課題研究会(大学監査協会)①R5.4、②R5.12 ・私学経営研究会セミナー ①R5.9
		⑩ 監事の独立性を確保するために、その専門性を考慮しつつ、監事選任基準の明確化または監事指名委員会を設置するなどの方法によって、監事を選任する。	該当する事業計画は存在しなかったが、令和5年度中に策定した本学の寄附行為改正案において、改正私学法の趣旨に基づき、監事の選任においては、以下①②③のとおり監事の意見を踏まえて行うことを明記している。①理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。②監事は理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。③監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるができる。
		⑪ 監事監査の継続性を担保し、かつ監事の独立性を確保すべく、監事の選任時期及び任期について留意する。	該当する事業計画は存在しなかったが、令和5年度中に策定した本学の寄附行為改正案において、改正私学法の趣旨に基づき、監事の選任時期においては、以下のとおり明記している。 監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、理事、評議員よりも短くならないように配慮した。また、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。監事は再任されることができる。とした。

令和5年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果(詳細)

遵守原則3-2 ①	重点事項3-2 ②	実施項目3-2 ③	実施項目に対する令和5年度の実施状況 ④
会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないよう、理事及び評議員、学長(総長を含む)(以下、「役職者」という)の選解任過程等に関する透明性の確保を通じて、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。 考え方:法令を遵守するだけでは、信頼性を確保するには不十分である。会員法人は社会からの信頼性確保のため、さらには自律性が機能していることを明らかにするためにも、法令が求めていなくとも、必要と考えられる制度等の整備を積極的に行う必要がある。	会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。	① 法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令の内容を役職者及び教職員に周知徹底する。	学園のコンプライアンス推進規則を定め、公的研究費の管理・監査体制及びハラスメント等防止のための通報システムなど、法令等の遵守に係る基本方針、行動基準を定めている。また、事業活動等については、私立大学連盟のガバナンスコードを本学のガバナンスコードとして定め、毎年、遵守状況の点検を行い公表している。重要法令の内容については適宜、教職員を対象とした全体研修会を開催し、周知徹底を図っている。
		② 役職者の選解任過程の開示、役職者の報酬の決定方法の開示、一定額以上の報酬を得ている役職者の報酬の開示等によって、透明化を図る。	役職者の選解任については、寄付行為に理事・監事・評議員の構成員ごとの選考基準を定め、公表している。役職者の報酬の決定方法についても「役員及び評議員の報酬に関する規程」に定め公表している。なお、一定額以上の報酬を得ている役職者は存在しない。
		③ 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会及び監事に対して定期的に報告がなされる体制を整備する。	内部監査室を設置し、内部監査室においては、本学園における法令等遵守について、毎年、内部監査規程に基づき、内部監査を実施し、定期的にその結果を理事小委員会・理事長・監事に報告している。
		④ 学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、理事会その他の重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を展開する。	監査室においては、毎年、本学園に著しい損害を及ぼすおそれのある事象(リスク要因)への対応について、内部監査規程に基づき、監査計画を作成するとともに内部監査を実施し、理事小委員会・理事長に報告している。総務部総務課は、危機管理規程に基づき、令和5年度中に想定される事象やリスク要因に対する初動を示した「危機管理マニュアル」を策定し、全教職員に示した。今後、その他の著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応についても検討を行う。

令和5年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果(詳細)

遵守原則3-2 ①	重点事項3-2 ②	実施項目3-2 ③	実施項目に対する令和5年度の実施状況 ④
会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないよう、理事及び評議員、学長(総長を含む)(以下、「役職者」という)の選解任過程等に関する透明性の確保を通じて、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。 考え方:法令を遵守するだけでは、信頼性を確保するには不十分である。会員法人は社会からの信頼性確保のため、さらには自律性が機能していることを明らかにするためにも、法令が求めているなくとも、必要と考えられる制度等の整備を積極的に行う必要がある。	会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。	⑤ 理事等が、事業内容ごとに情報を管理保存する体制を通じて、信用・ブランドの毀損その他のリスクを認識し、当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさを適正に評価する。	各年度の事業計画は、中期計画進捗管理委員会等で、その適法性、倫理性を考慮し、顕在的・潜在的リスクについても識別・評価したうえで、理事会・評議員会における諮問を経て決定している。 それらの事業内容ごとに理事長を委員長とし、学長、副学長、常務理事など役員を中心とする「中期計画進捗管理委員会」の構成員を策定管理者とし、中期計画に係る単年度計画を策定、管理する組織的な体制を整備している。
		⑥ 不正または誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、各担当者の権限及び職責を明確にするなど、各担当者が権限及び職責の範囲において適切かつ効率的に職務を遂行していく体制を整備する。その際、職務を複数の者の間で適切に分担または分離させることに留意する。	本学園職員の職務権限及びその運用に関する基本的事項を定め、適正かつ効率的な業務運営を図ることを目的として「職務権限規程」を定めた。この規程の別表に全学共通及び各部所の権限を役職ごとに明確に定めることで、各担当者が権限及び職責の範囲において適切かつ効率的に職務を遂行していく体制を整備するとともに、職務を適切に分担させている。
		⑦ 職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織としての継続的な対応が困難となる、あるいは不正または誤謬等が発生するといった事態が生じないよう、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定める。	「学則」に本学園の教育研究組織全般に関する役割分担、「事務組織及び事務分掌に関する規程」に事務組織全般における各組織の役割分担、事務分掌を細かく定めている。これに加え「職務権限規程」に本学園職員の職務権限及びその運用に関する基本的事項を定めることにより、組織としての継続的な対応が困難となったり、不正または誤謬等が発生するといった事態が生じないよう、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定めている。
		⑧ 内部監査室あるいはこれに相当する業務を担当する部署等(以下、内部監査室等)を設置するなど、内部チェック機能を高める。	監査室を理事長直轄の組織として設置し、内部監査を行っている。監査室においては、内部監査規程に基づき、各部所の法令、各省庁からの通達やガイドラインへの対応状況及び学内規程・マニュアル等の遵守状況、更には取り組みが重要と考えられる事項について監査を実施している。
		⑨ 内部監査基準または内部監査ガイドライン等の内部監査に関する諸規程を整備し、内部統制体制を確立する。	内部監査規程を整備している。同規程に基づき、監査計画を策定し、内部監査を実施しており、内部統制体制を確立している。

令和5年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果(詳細)

遵守原則3-2 ①	重点事項3-2 ②	実施項目3-2 ③	実施項目に対する令和5年度の実施状況 ④
会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないよう、理事及び評議員、学長(総長を含む)(以下、「役職者」という)の選解任過程等に関する透明性の確保を通じて、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。 考え方:法令を遵守するだけでは、信頼性を確保するには不十分である。会員法人は社会からの信頼性確保のため、さらには自律性が機能していることを明らかにするためにも、法令が求めているなくとも、必要と考えられる制度等の整備を積極的に行う必要がある。	会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。	⑩ 相互牽制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び内部監査室等による三様監査体制を確立する。	・監事と(内部)監査室員出席による監事会を毎月1回(8月を除く)定期的に開催し、双方の監査計画及び結果報告等を行い、情報共有を図った。また、年3回監査法人(会計監査)を含む三様監査による情報共有のための報告会及び意見交換等を行った。さらに、改正私学法に基づく、新寄附行為策定の際に令和7年6月から本学園の会計監査人の配置を行うこととした。
		⑪ 学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務担当理事と会計監査人との間で適切に情報を共有する。	監査契約に基づき、令和5年8月から令和6年5月にかけて監査法人から会計監査を受けた。総時間数は783時間となっており、前年度と同様の時間数である。監査した内容については、いずれも指摘事項はなかった。なお、理事長、常務理事、監査法人とで、ディスカッション及び監査報告会を実施し、情報を適切に共有した。さらに、改正私学法に基づく、新寄附行為策定の際に令和7年6月から本学園の会計監査人の配置を行うこととした。
		⑫ 理事会その他の重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法務担当及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされることを確保する体制を整備する。	・法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制は、顧問契約を2つの弁護士事務所と提携し、顧問弁護士との間に構築している。また、規程の改正や契約書等の作成については、都度、顧問弁護士又は行政書士に確認している。

令和5年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果(詳細)

遵守原則3-2 ①	重点事項3-2 ②	実施項目3-2 ③	実施項目に対する令和5年度の実施状況 ④
会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないよう、理事及び評議員、学長(総長を含む)(以下、「役職者」という)の選解任過程等に関する透明性の確保を通じて、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。 考え方:法令を遵守するだけでは、信頼性を確保するには不十分である。会員法人は社会からの信頼性確保のため、さらには自律性が機能していることを明らかにするためにも、法令が求めているなくとも、必要と考えられる制度等の整備を積極的に行う必要がある。	会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。	⑬ 教職員等が違法または不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、(内閣府告示第118号「公益通報者保護法」第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針)(令和3年8月20日)等を参考に(して)、部門横断的な公益通報対応業務を行う体制及び公益通報者を保護する体制の整備等を通じて、内部公益通報に係る体制を実効的に機能させる。	令和4年6月に「公益通報者保護法」に基づき、コンプライアンス推進規則を改正し、本学がとるべき措置の適切かつ有効な実施を図り、部門横断的な公益通報対応業務を行う体制及び公益通報者を保護する体制を整備した。
		⑭ 個人情報(個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであること)に鑑み、個人情報の保護に関する基本方針を策定し、個人情報保護に関する体制を整備し実効的に機能させる。	研究倫理及び研究コンプライアンスの徹底を以下のとおり実施した。 ・「R5年度版 研究費ハンドブック」を改訂し公開 ・R5新任教職員対象研究倫理オンラインセミナー実施(R5.4月)(30名参加) ・啓発活動(不正をおこさないためのメールマガジン配信:R5.7月・R5.9月・R6.2月・R6.3月) ・倫理審査(年間:13件)(R4:年間20件) ・「令和6年度版 研究費ハンドブック」を改訂し、R6.3月実施のR6新任教職員研修会において配付・説明を実施。 ・動物実験委員会 年間1回実施 令和4年11月に本学の「個人情報の保護に関する規程」を「個人情報保護法」の趣旨に合わせて改正し、個人情報保護に関する体制を整備し実効的に機能させるように整備した。さらに個人情報に携わる全部所の所属長及び事務担当者に対する説明会を開催して、規程改正の趣旨と今後とるべき対応策などについて周知徹底を図った。

令和5年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果(詳細)

遵守原則3-3 ①	重点事項3-3-1 ②	実施項目3-3-1 ③	実施項目に対する令和5年度の実施状況 ④
会員法人は、自らが 行う教育研究活動に 係る情報や、それを 支える経営に係る情 報について広く社会 から理解を得るた め、様々な機会を通 じて、積極的に情報 を公開する。	会員法人は、広く社会 に対して、継続的かつ 時宜に適った情報公 開を行うための制度 整備をさらに進める。	① いつ、どのような情報を、誰 に対して、どのように開示す るかなどを規定した情報公 開基準またはガイドライン等の 諸規程を整備する。	「情報公開規程」を制定しており、「学園及び学校の基本情報」や「経営及び財務に関する 情報」等、公開する情報を定めている。
		② 公正かつ透明性の高い情報 公開を行うため、開示すべ き情報が迅速かつ網羅的に 収集され、法令等に則って 適時、正確に開示すること のできる体制またはシステムを 整備する。	寄附行為第41条及び情報公開規程第4条第1項の規定に基づき、寄附行為並びに学園及 び学校の基本情報等を、学園のHP等を通じて広く社会に公開している。なお、財産目録 等の閲覧の請求があった場合の受付は、規程に基づき、総務課が行うこととしている。
		③ 法令に定められた財務書類 等を適切に公開する。	法令に定められた財務書類等を、学園のHPを通じて公開している。
		④ 中期計画等との連関に留意 した事業報告書の作成を通 じてその進捗状況を公表す る。	中期計画進捗管理委員会の下、中期計画に定めた8分野(教育、研究、国際化、産学連携、 社会・地域貢献、ダイバーシティ、ブランディング、経営基盤)の進捗・実績を確認し、理事 会・評議員会等で報告のうえ、事業報告書の作成を通じてその進捗状況を公表している。

令和5年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果(詳細)

遵守原則3-3 ①	重点事項3-3-1 ②	実施項目3-3-1 ③	実施項目に対する令和5年度の実施状況 ④
会員法人は、自らが 行う教育研究活動に 係る情報や、それを 支える経営に係る情 報について広く社会 から理解を得るた め、様々な機会を通 じて、積極的に情報 を公開する。	会員法人は、広く社会 に対して、継続的かつ 時宜に適った情報公 開を行うための制度 整備をさらに進める。	⑤ 認証評価結果、外部評価結 果及び設置計画履行状況等 調査結果等、学外からの評 価結果等を公表する。	・認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果等は、全て学園のHPで 公表した。
		⑥ 学校法人が相当割合を出資 する事業会社に関する情報 を公開する。	・法令に定められるとおり、貸借対照表の脚注に学園が出資する事業会社に関する情報 を掲載し、それを学園のHPを通じて情報を公開した。
		⑦ 内部統制の実施状況に関し て、事業報告書へ記載する 等の方法により公表する。	本学公式ホームページにおいて、各年度の学園の業務状況、財産状況及び理事の業務状 況について監査した監事による監査報告書を公表している。また、学園のコンプライア ンス推進規則による公的研究費の管理・監査体制及びハラスメント等防止のための通報シ ステムについても公式ホームページから公表している。
		⑧ 公表した情報に関する外部 からの意見を聴取し、反映 できる体制を整備する。	・学園のHPに「意見箱」の機能を付けており、その意見箱に届いた様々な意見について、 内容を確認し、該当部所に対応を指示した。 また、外部評価委員会を設置し、教育の質の向上を図ることを目的に自己点検・評価を 行った。 さらに協定を締結している自治体へのイメージ調査及び大学近隣校区との意見交換会か らの意見聴取を実施し、教育機関、公共施設、近隣校区、行政職員、社会福祉協議会の43 団体167人から意見を聴取した。

令和5年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果(詳細)

遵守原則3-3 ①	重点事項3-3-2 ②	実施項目3-3-2 ③	実施項目に対する令和5年度の実施状況 ④
会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。	会員法人は、情報を公開するに当たり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。	① 公開する情報の包括性、体系的性、継続性、一貫性及び更新性に留意する。	理事会等で決定され、学園のHPで公開すべきものについては、広報課が適宜更新した。ホームページに公開している情報は、毎年度更新確認を行っており、「更新性」に留意している。また、関連する項目ごと(受験生、在学生、卒業生、一般の方等)に分類しており、包括性・継続性及び一貫性を持った情報公開を行っている。
		② 公開した情報へのアクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図る。	本学ホームページの「大学案内」に「公開情報」のページを設けており、容易に情報にアクセスできるように留意している。また、メディア向け「コンテナーガイド」を作成するなど、本学の教育・研究内容について、分かりやすい情報発信に配慮している。
		③ 情報の受け手にとっての理解容易性、明瞭性及び重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を公開する。	事業報告書において、学園の事業内容をステークホルダーに対し理解していただくため、報告書では事業実施の風景や表・グラフを可能な限り用いて報告している。また、事業報告の動画を製作し、事業報告書と同時期にホームページに公開している。
		④ とくに収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況について、学校法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性、明瞭性に留意した情報を公表する。	貸借対照表をはじめ、積立率や純資産構成比率など財務比率を掲載した事業報告書を学園のHPで公表した。 なお、財務比率については、全国平均より劣っているものについて、その理由を説明した。
		⑤ 学校法人の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い場合には、当該法人に重要な影響を及ぼす傘下法人等の情報を理解容易性、明瞭性に留意して公表する。	平常時から、学校法人の出資による子会社2社の財務状況等については、透明性の確保に努め、毎年度に財務状況を示した事業報告書を学園のホームページで公表している。
		⑥ 中期計画等との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。	中期計画に基づく単年度事業計画の計画・進捗・実績を年3回評議員会にて諮問・報告の上、意見を求めており、実績(成果)や課題等を共有している。
		⑦ 大学に特有の用語に関してはわかりやすい説明を付すなど、大学関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。	情報公開において、可能な限り平易な表現の使用を行っており、大学特有の用語を使用する場合は、注釈をつけている。また、事業報告の動画を製作し、幅広いステークホルダーから理解が得られるように工夫している。

令和5年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果(詳細)

基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。

遵守原則4-1 ①	重点事項4-1 ②	実施項目4-1 ③	実施項目に対する令和5年度の実施状況 ④
会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。	会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。	① 政策を策定、管理する責任者(理事長、常務理事、学長をはじめとする理事等)の権限と責任を明確化する。	・寄附行為第13条及び第14条に規定している。 ・役員は役員心得の各項目の精神を遵守し、全教育職員、事務職員の模範となるよう心掛けることとしている。 ・令和7年4月1日施行の新寄附行為の策定においても政策管理責任者の権限と責任の明確化を行った。
		② 政策を策定、管理する責任者の選任、解任に係る手続き等を明確化する。	・寄附行為第6条第1項、第2項、第4項、第8項及び第8条第1項に規定している。 ・令和7年4月1日施行の新寄附行為の策定においても、政策策定及び管理責任者の選任・解任に係る手続き等の明確化を行った。
		③ 政策を執行する責任者の権限と責任を明確化する。	・寄附行為第13条第1項、第3項、第4項、第5項及び第14条第1項に規定している。 ・令和7年4月1日施行の新寄附行為の策定においても、政策を執行する責任者の権限と責任の明確化を行った。
		④ 理事会及び監事、評議員会等のガバナンス機関において、定数、構成等を工夫することにより、機関内及び機関間の有効な相互牽制が働く仕組みを構築する。	・寄附行為第15条に監事の職務、第19条に理事会、第23条に評議員会、第25条に諮問事項、第26条に評議員会からの意見具申等を規定し、機関内及び機関間の有効な相互牽制が働く仕組みを構築している。 ・令和7年4月1日施行の新寄附行為の策定においても、理事会及び監事、評議員会等において、定数、構成等を工夫し、機関内及び機関間の有効な相互牽制が働くような仕組みの構築を行った。
		⑤ 理事、理事会及び監事が、理事長や特定の利害関係者から独立して意見を述べられるか、モニタリングに必要な正しい情報を適時、適切に得ているか、理事長、内部監査人等との間で適時、適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事による報告及び指摘事項が適切に取り扱われているかを定期的にチェックする。	・理事長、内部監査人等との間で意思疎通が図られているかについては、本学の内部監査規程により、理事長の下に監査室がおかれており、理事長の指示により、定期監査を行い、その結果を理事長に報告した。 ・監事は理事長(学長、常務理事等を含む)とは毎年度、監査計画の報告及び学長、常務理事等を含めた意見交換会(2回開催)を通じて、適時、適切な意思疎通を実施。一方、内部監査人とは、毎月開催(8月除く)の監事会に出席のうえ、情報・意見交換を定例かつ随時に実施した。
		⑥ 教学組織と法人組織の役割・権限・責任を明確化する。	・教学組織の役割・権限・責任については大学学則、大学院学則及び造形短期大学部学則及び協議会の運営に関する規程、法人組織については寄附行為に規定している。

令和5年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果(詳細)

遵守原則4-1 ①	重点事項4-1 ②	実施項目4-1 ③	実施項目に対する令和5年度の実施状況 ④
会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。	会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。	⑦ 政策を策定、管理する責任者(常務理事等)が政策の執行状況を確認できる仕組みをITの活用等により構築する。	会計及び労務に関する事項は、部所単位の管理責任者が確認・承認可能なシステムを構築している。また、オンライン上で書類の申請や決裁を完結させる①伺書電子決裁、②伝票電子決裁、③出張下命電子決裁を導入し、全学的に運用している。
会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。	会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。	⑧ 経営情報を正確かつ迅速に教職員等の組織構成員に伝達するためのIT環境を整備するなど、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する仕組みを構築する。	令和5年度から全教職員向けに「教職員ポータルサイトalbo」を開設し、教職員への各種連絡通知、会議等の情報共有、規程集などを効率的に情報発信、収集することを可能とした。さらに従来からの専任教職員が全員利用する電子メール(Active!mail)において、教職員等の情報伝達の必要性に応じた単位でのメーリングリストを生成の上、情報発信を行っている。また、Teamsを用いた情報共有、資料の共同編集などの環境を整備し、総務部と連携して事務局部長会議、事務室長連絡会等の資料共有を図った。この他、RPA・AIチャットボット等、IT(ICT)を活用した業務変革を目的に今期に着手及び新規導入した。
		⑨ 理事会及び常務理事会、評議員会等の議決事項を明確化する。	・理事会決定通知書並びに理事小委員会決定通知書の発行をもって明確化している。
		⑩ 理事会、評議員会の開催に当たり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築する。	・寄附行為第19条第5項及び第6項(理事会)及び同第23条第5項及び第6項(評議員会)の規定に基づき、事前に資料を送付した。 さらに、学内理事については、会議開催前に事前説明をした。
		⑪ 理事、評議員の定数は学校法人の規模を踏まえた数とする。	・評議員の定数については、寄附行為第23条第2項に29人以上37人以内の評議員をもって組織することを規定しており、本学の規模に見合う評議員数を担保している。 ・令和7年4月1日施行の新寄附行為の策定においても、法人の規模を踏まえ、理事会及び監事、評議員会等の定数、構成等を工夫した。

令和5年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果(詳細)

遵守原則4-1 ①	重点事項4-1 ②	実施項目4-1 ③	実施項目に対する令和5年度の実施状況 ④
会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。	会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。	⑫ 学校法人内外の人材のバランスに考慮しつつ、理事及び評議員等の選任時に当該学校法人の役員もしくは教職員でない者(以下、「外部人材*」という)を積極的に登用(理事、評議員については複数名)する。	・令和5年6月の役員改選時に、理事総数15名中学外理事4名、評議員総数33名中、学外評議員は15名を登用しており、外部人材からの意見や助言を得る機会を設けている。 ・令和7年4月1日施行の新寄附行為の策定においても、理事会及び監事、評議員会等において、定数、構成等を工夫し、機関内及び機関間の有効な相互牽制が働くような仕組みの構築を行った。
		⑬ ダイバーシティ推進のため、法人に関係する全ての人の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を構築する体制を整備する。	令和4年に男女共同参画推進室をダイバーシティ推進室に改組し、法人に関係する全ての人の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を構築する体制を設けている。
		⑭ 外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、外部人材からの意見聴取の仕組みを整備する。	理事・評議員においては、理事会(年11回開催)及び評議員会(年3～4回開催)及び外部理事との意見交換会などを通じ、十分な情報共有が図られている。 また、外部人材からの意見聴取の仕組みについては、「九州産業大学アドバイザリーボード」を設置し、外部の有識者及び専門家等に経営全般や特定の課題を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、助言を得るなどして意見聴取の仕組みを整備し、本学の活性化につなげることとしている。令和5年度中に「九州産業大学第3回アドバイザリーボード会合」を開催し、本学の取り組み紹介に加え、「DE&Iの実現」「社会人の学び直しの機会の提供」「生成系AIの教育への活用」など5テーマに関する意見交換を実施した。
		⑮ 理事、監事及び評議員及び監事に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	・理事及び監事に対しては、日本私立大学連盟等の研修機会の情報を提供している。また、監事については、一般社団法人大学監査協会に加盟し、同協会が主催する研究会に参加した。 評議員を対象とする研修会や情報提供は令和5年度に実施し、近々の課題や私学法改正に向けた体制の構築などについて説明を行い、意見交換した。

令和5年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果(詳細)

遵守原則4-2 ①	重点事項4-2-1 ②	実施項目4-2-1 ③	実施項目に対する令和5年度の実施状況 ④
会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。	① 「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進するための体制を整備する。	本学園募金事業の推進、継続寄付に繋げるための寄付者満足度向上方策の実施、寄付金推進体制の強化のため事業を実施、寄附金の活用成果が明確な「使途指定型募金(テーマ募金)」による募金活動を推進し、全体を通じた令和5年度の寄付金収入は総額で1億8,591万円の実績となり、件数としては、前年度から91件上回った。
		② 理事長、学長等のトップ層が寄附募集活動の重要性を認識したうえで、業務としての寄附募集の位置づけを明確にし、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化を図る。	本学では寄附募集活動の推進組織として、役員、副学長及び学部長等で構成する募金推進委員会を設置しており、進捗状況に関する報告及び検討を継続的に実施している。既存の募金事業を見直し、個人寄付獲得強化のためのSNSによる卒業生等とのネットワーク構築や使途指定型募金(テーマ募金)の活用成果を紹介する取り組みを行っている。
会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。	③ 「大学のミッション、ビジョンの実現に向けた事業」「大学の将来(機能別分化、個性化、多様化やグローバル化)に向けた事業」や「スポーツ・文化振興、地域振興、社会貢献、その他社会のニーズに合致した事業」等の目的を明確化したうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。	九州産業大学テーマ募金の制度を構築し、本学中期計画の重点施策(教育・研究・国際交流・課外活動・就職・産学連携・ダイバーシティ・社会貢献・学生生活・個別指定・指定なしの13分野)から募金テーマを選定した。募金趣意書や学園のHP等に対象事業の取組内容や寄附使途を明確に記載し寄附募集活動を実施した。 令和5年度は本学園募金事業の推進、継続寄付に繋げるための寄付者満足度向上方策の実施、寄付金推進体制の強化のため事業を実施した。全体を通じた令和5年度の寄付金収入は総額で1億8,591万円の実績となり、件数としては、前年度から91件上回った。
会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。	④ 補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有(学内広報)、研究シーズや成果の情報公開(学外広報)を推進するための体制を整備する。	・令和5年度中に「産学連携支援室」を「産学共創・研究推進本部」に組織再編し、令和6年度4月から発足させることにより、補助金を含めた外部資金獲得に対応する体制を強化した。 ・現行(令和5年度)では、本学が取り組んでいる外部資金の獲得として、重点的に「経常費等補助金」「寄付金」「科研費」他、研究費全般に対して各部所で体制を整備している。例えば金融機関との包括協定による大学研究シーズの活用、URAによる各種補助金説明会参加による情報収集等を行っている。また、産業界等からキャッチした課題(ニーズ)をテーマとした研究を推進するため、外部資金獲得状況の分析、学内共同研究の結成支援、大型研究費の応募支援、学部別・チーム別の活性化支援、産学連携研究チームの発足支援、科研費獲得に向けた各種支援の支援を行った。その結果、令和5年度の目標は達成した。また科研費と合わせての20,100万円の目標も4,592万円超えた。

令和5年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果(詳細)

遵守原則4-2 ①	重点事項4-2-1 ②	実施項目4-2-1 ③	実施項目に対する令和5年度の実施状況 ④
会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。	⑤ 補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。	・令和5年度中に「産学連携支援室」を「産学共創・研究推進本部」に組織再編し、令和6年度4月から発足させることにより、補助金を含めた外部資金獲得に対応する体制を強化した。 ・現行(令和5年度)では、外部資金獲得のため、産学連携支援室が「窓口」となり、以下のとおり円滑な事業運営や研究推進の体制を構築している。 ①知的財産の創出及び活用のための支援体制の強化 ②外部期間・企業との協定締結と大学研究シーズの活用、受託研究・共同研究の促進 ③産業界等からのニーズをテーマとした研究の推進
		⑥ 社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。	・令和5年度中に「総務部学外連携課」を「産学共創・研究推進本部」に編入し、令和6年度4月から発足させることにより、社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を強化した。 ・現行(令和5年度)では、社会・地域連携、大学間連携に関する体制は、学外連携課が対応している。審議機関として地域連携等委員会が設置されており、様々な事業をおこなっている。
		⑦ リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程及び体制を整備する。	令和2年度に資金運用規程を改正し、より安全性、透明性を高めるために、有価証券等運用銘柄の信用リスクや価格変動リスクが顕在化した場合の管理ルールを規定に盛り込んだ。 令和4年度は、この管理ルールに基づき資金運用委員会を開催し、運用中である有価証券について審議した。

令和5年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果(詳細)

遵守原則4-2 ①	重点事項4-2-2 ②	実施項目4-2-2 ③	実施項目に対する令和5年度の実施状況 ④
会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。	会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性及び教育研究活動の継続性確保のために、危機管理体制を拡充する。	① 危機等の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備する。	・危機管理規程に危機等の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を定めている。 ・令和6年1月に従来からの「危機管理規程」に加え、行政等(警察・消防)のアドバイスを受け現場での初期対応を具体化した「学校法人中村産業学園危機管理マニュアル」を策定し、理事小委員会で決定し、全教職員に周知した。令和5年度中には合計3回のSNSを使用した安否確認訓練(1回を全学一斉実施)を実施した。さらに「防犯カメラ規程」を整備し、学内20か所以上においてカメラが稼働している。
		② 管理運営上、不適切な事案が生じた際には、速やかな公表と再発防止が図られる体制を整備する。	コンプライアンス推進規則、就業規則及び危機管理規程に基づき適正に対処している。 また、公表が必要と判断した場合は速やかに公表している。 なお、総務部長は危機管理規程に基づき、危機が発生又は発生するおそれがある場合は、理事長の指示を受け、直ちに危機管理対策本部を設置することとしている。
		③ 危機等の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等に広く周知するとともに、教職員、学生等への研修等を実施する。	・令和6年1月に従来からの「危機管理規程」に加え、行政等(警察・消防)のアドバイスを受け現場での初期対応を具体化した「学校法人中村産業学園危機管理マニュアル」を策定し、理事小委員会で決定し、全教職員に周知した。令和5年度中には合計3回のSNSを使用した安否確認訓練(1回を全学一斉実施)を実施した。さらに「防犯カメラ規程」を整備し、学内20か所以上においてカメラが稼働している。。
		④ 危機等が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対応する。	・令和6年1月に従来からの「危機管理規程」に加え、行政等(警察・消防)のアドバイスを受け現場での初期対応を具体化した「学校法人中村産業学園危機管理マニュアル」を策定し、理事小委員会で決定し、全教職員に周知した。令和5年度中には合計3回のSNSを使用した安否確認訓練(1回を全学一斉実施)を実施した。さらに「防犯カメラ規程」を整備し、学内20か所以上においてカメラが稼働している。

令和5年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果(詳細)

遵守原則4-2 ①	重点事項4-2-2 ②	実施項目4-2-2 ③	実施項目に対する令和5年度の実施状況 ④
会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。	会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性及び教育研究活動の継続性確保のために、危機管理体制を拡充する。	⑤ 情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。	・利用者単位でユーザID及びパスワードの設定を行い、ユーザID単位で各業務のアクセス権限を設定している。 アクセス権限の設定及び変更は、「総合情報基盤センターシステム管理者権限運用方針」によりガイドラインを定めた上、厳格・適切に運用している。
		⑥ 情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証する。	・「情報セキュリティ規則」に基づき、セキュリティ体制を整備のうえ、外部機関(あずさ監査法人)に資料を提示し、運用状況の検証(情報セキュリティ監査)を適切に実施している。
		⑦ ハラスメントを防止するための必要な措置を講じる。	本学の定める「コンプライアンス推進規則」に基づき、ハラスメント及び不正行為の防止を含む必要な措置を規定し、運用している。特に、ハラスメントに対しては、ハラスメント相談員(男女とも)を学内に配置し、相談、通報が適正に行われる体制を構築している。